

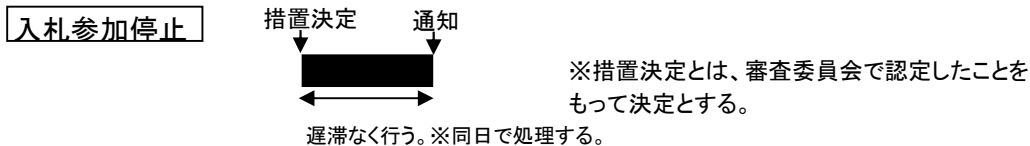
磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の取り扱いについて

平成3年5月18日付け建設省厚発第172号で通達された「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」に基づき、要綱の取扱いを次のとおり定める。

1 入札参加停止期間の始期(第2条関係)

入札参加停止期間中の有資格業者が、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該入札参加停止期間の始期は、その措置を決定したときとする。この措置決定をした場合、第9条第1項の規定に基づき、入札参加停止等の通知を行うものとする。

【1の参考事例】



2 入札参加停止の取り消し措置(第2条及び第3条関係)

現に入札参加停止している有資格業者が、入札参加停止の措置を受けることにより当該入札参加を取り消されることとなる場合において、当該入札参加停止に係る事由が入札執行の直前に判明したときは、その入札は次の各号の処分とする。

(1) 入札書による入札(以下「紙入札」という。)の場合

(ア) 指名競争入札において、指名通知発行から入札直前までに判明したときは、失格処分とする。

(イ) 一般競争入札において、入札参加資格確認申請受理から入札直前までに判明したときは、失格処分とする。

(2) 電子入札による入札の場合

(ア) 指名競争入札において、指名通知発行から入札書提出までに判明したときは、失格処分とする。

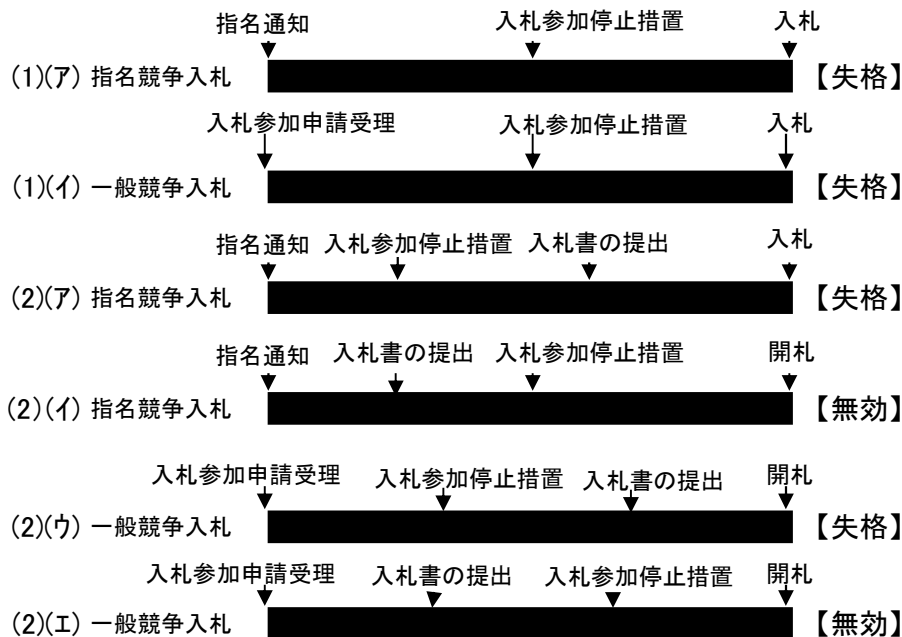
(イ) 指名競争入札において、入札書提出後から開札前までに判明したときは、無効処分とする。

(ウ) 一般競争入札において、入札参加資格確認申請受理から入札書提出までに判明したときは、失格処分とする。

(エ) 一般競争入札において、入札書提出後から開札前までに判明したときは、無効処分とする。

【2の参考事例】

入札参加が失格・無効となる事例



3 共同企業体に関する入札参加停止の運用(第4条)

(1) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、既に対象である建設工事について開札済みであって、新たな入札参加が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としない。

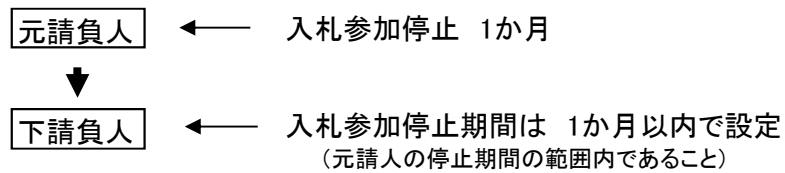
※特定建設工事共同企業体は、特定建設工事の建設を目的に結成されるものであるから、開札済みとなった以上、その後の同一組織での参加はないものと解釈する。

(2) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、第5条第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。

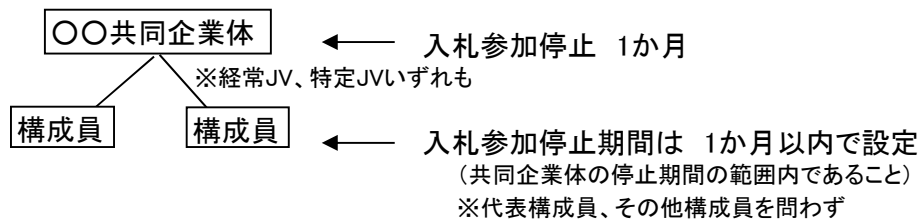
※経常建設共同企業体、特定建設共同企業体を問わず、対象とする。

【第4条の参考事例】

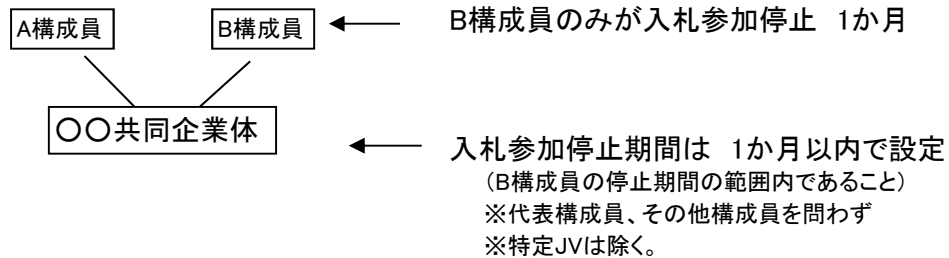
第1項



第2項



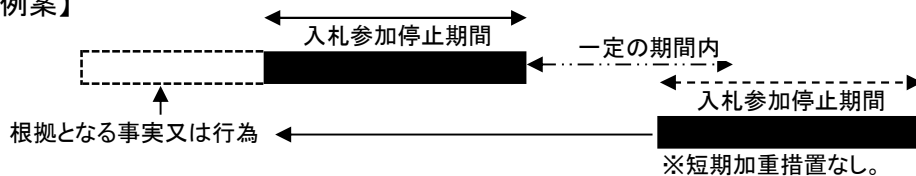
第3項



4 短期加重措置の運用(第5条第2項)

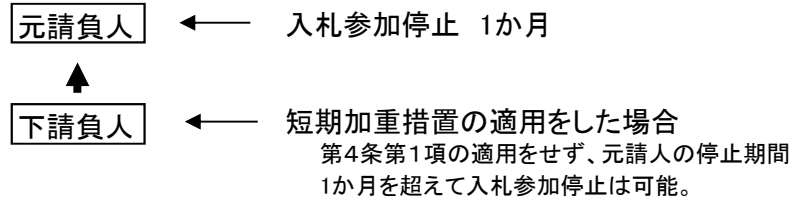
(1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

【事例案】



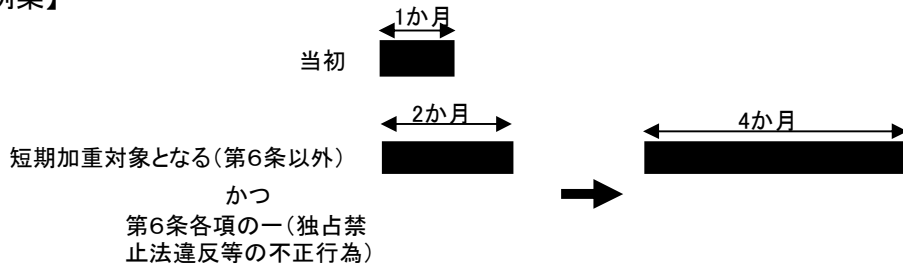
(2) 下請負人又は企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えてその入札参加停止の期間を定めることができるものとする。

【事例案】



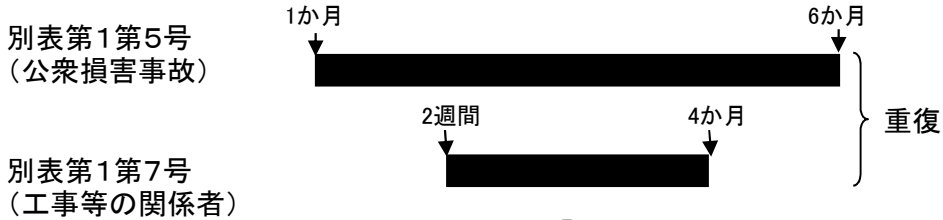
(3) 短期加重の対象となり、かつ、第6条各項の一に該当することとなった場合には、判断により短期加重措置を受けた後の短期にさらに加重するものとする。

【事例案】

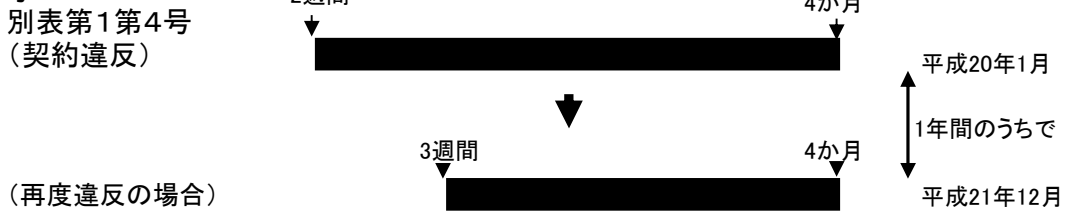


【第5条の参考事例】

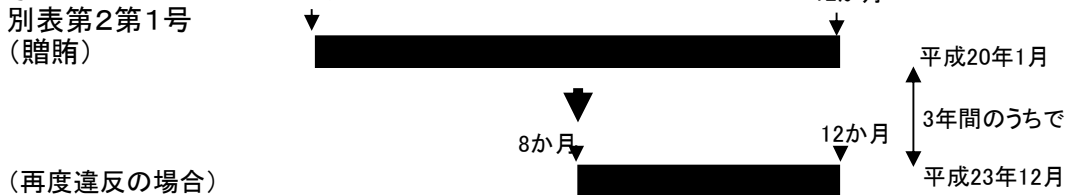
第1項



第2項第1号



第2項第2号



第3項

別表第1第1号
(虚偽記載)

1か月 6か月

情状酌量すべき
特別の事由がある場合



第4項

別表第1第1号
(虚偽記載)

1か月 6か月

極めて悪質な事由
極めて重大な結果を生じさせた



※最大24か月まで可能

第5項但し書き

この条件となった場合

極めて悪質な事由が明らかになり

別表第2第5号及び第7号

かつ ※独占禁止法違反、競争入札妨害、談合

当初の入札参加停止期間が満了

(例)
別表第1第1号

当初 [] 入札参加停止期間 4か月

当初の入札参加停止期間が満了

極めて悪質な事由が明らかになった時点 別表第2第5号及び第7号に該当

当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間 8か月

当初の入札参加停止期間を控除した期間 新たな入札参加停止期間 4か月

第6項

入札参加停止期間 []

当該事案について責めを負わない
こと

その日付で入札参加停止を解除する。
※入札参加者審査委員会で決定する。

5 独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例の運用(第6条)

- (1) 第5条第1項各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、磐田市に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」(第6条第5号並びに別表第2第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係)とは、刑法(明治40年法律第45号)第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

【第6条第1項の参考事例】

第1号

談合情報を得た
市職員が談合であると疑うに足る事実を得た } 有資格業者が誓約書を提出



別表第2第5号、第7号のいずれかに該当



短期を2倍

第2号

別表第2第4号～7号に該当する有資格業者



・独占禁止法に係る確定判決
・独占禁止法違反に係る確定した排除措置命令
・独占禁止法違反に係る確定した課徴金納付命令
・独占禁止法違反に係る審決
・競争入札妨害に係る確定判決
・談合に係る確定判決 } 首謀者であることが明らかになった場合



短期を2倍

第3号

別表第2第4号～第5号に該当する有資格業者



独占禁止法第7条の2第6項※ の規定の適用があった場合



短期を2倍

※第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。

(刑法) 第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第4号

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律 ※第3条第4項の規定に基づく市長による調査



- ・入札談合等関与行為があるとき
- ・入札談合等関与行為があったことが明らかとなるとき



- ・別表第2第4号～第5号に該当する有資格業者【悪質な事由があるとき】



短期に1か月加算

※各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

第5号

市職員 又は 他の公共機関の職員



- ・競争入札妨害 } 容疑により逮捕
- ・談合 } 逮捕を経ないで公訴を提起



当該職員の容疑に関し
別表第2第6号～第7号に該当する有資格業者に
悪質な事由があるとき



短期に1か月加算

6 随意契約の相手方の制限の運用について(第10条)

(1) ただし書きにある「やむを得ない事由」とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する場合とする。

- ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
- ・競争に付することが不利と認められる場合(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

(2) (1)の条件を満たした上で、入札参加者審査委員会に諮り、承認を得るものとする。

(3) (2)の委員会の承認を得た上で、市長決裁により承認を得るものとする。

附 則

1 この事務取扱は、平成21年4月1日から運用する。

附 則

1 この事務取扱は、平成28年4月1日から運用する。

2 改正規定の施行前にした行為に対する別表第2第4号から第7号までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この事務取扱は、令和2年5月28日から運用する。

別表第1

号	内 容
第1号 虚偽記載	<p>制限付き一般競争入札における競争入札参加資格審査申請書や技術資料等などの入札前の調査資料に虚偽の記載をした者を措置の対象とする。</p> <p>【参考例】・競争入札参加資格審査申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種工事の施工実績 ・配置予定技術者の資格 ・総合評価に係る資料 ・その他、必要な資料 <p>(1)通常の入札参加停止期間 1か月 (2)第5条第2項に該当する場合 2か月 (3)第5条第3項に該当する場合 2週間 (4)第5条第4項に該当する場合 12か月まで可能</p> <p>なお、競争入札に参加する者に必要な資格で定める一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に関する虚偽記載は、当号の虚偽記載と異なり、競争参加資格の欠格要件の一つとなるため、資格認定後重要な事項について虚偽記載が発覚した場合は、資格取り消しとする。</p>
第2号 過失による 第3号 粗雑工事等	<p>・「市工事等の施工」とは、単に工事現場における施工だけでなく、資機材、発生土等の運搬中や土砂捨て場、資材置場等における事象を含めて解釈することとする。</p> <p>・「粗雑工事等」とは、工事成績評定点が60点未満の工事、会計検査院等により不良工事として指摘された工事、事故等によって軽微でない「契約不適合」が発見された工事等をいうものとする。</p> <p>・故意による粗雑工事等については、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号※ が適用されるため、一定期間入札に参加することができないものとする。</p> <p>※地方自治法施行令第167条の4第2項 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>・低入札価格調査を行った工事において、当該要件を満たす場合の指名停止期間の短期の期間は、3か月以上とするものとする。</p> <p>(1)通常の入札参加停止期間 1か月 (2)第5条第2項に該当する場合 2か月 (3)第5条第3項に該当する場合 2週間 (4)第5条第4項に該当する場合 12か月まで可能</p>
第4号 契約違反	<p>「契約違反」とは、市工事等の施工に関し、第2号、第3号に掲げる粗雑工事等の場合以外に、同一工事の入札参加者への下請負や必要な報告を怠る等の契約上の信頼関係の破壊に通ずる行為、本市が行う監督、検査業務への阻害行為等をいうものとする。</p> <p>(1)通常の入札参加停止期間 2週間 (2)第5条第2項に該当する場合 4週間 (3)第5条第3項に該当する場合 1週間 (4)第5条第4項に該当する場合 8か月まで可能</p>

第5号
第6号

安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故

・次に掲げる事由により生じた場合は、原則として入札参加停止措置はとらないものとする。

(1) 作業員個人の責めに帰すべき理由により生じたものであると認められる事故

(例)車両による資材の運搬中に、運転手のわき見運転により生じた事故等

(2) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故

(例)適正に管理されていたと認められる工事等の現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

・市工事等における事故について、「安全管理の措置が不適切」であると認められるのは、次の(1)又は(2)に掲げる場合とするが、(3)に掲げる事由によることが適当であると認められる場合は、これによることができるものとする。

(1) 本市が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していなかった場合

(2) 本市の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(3) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

・市工事等における公衆損害事故に係る措置基準は下表のとおりとする。

区分	施工体制の不備	施工体制の著しい不備
損害	口頭注意又は2か月以内	2か月～3か月
負傷	1か月～3か月	3か月～5か月
死亡	2か月～4か月	4か月～6か月

第7号
第8号

安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故

・次に掲げる事由により生じた場合は、原則として入札参加停止措置はとらないものとする。

(1) 作業員個人の責めに帰すべき理由により生じたものであると認められる事故

(例)車両による資材の運搬中に、運転手のわき見運転により生じた事故等

(2) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故

(例)適正に管理されていたと認められる工事等の現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

・市工事等における事故について、「安全管理の措置が不適切」であると認められるのは、次の(1)又は(2)に掲げる場合とするが、(3)に掲げる事由によることが適当であると認められる場合は、これによることができるものとする。

(1) 本市が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していなかった場合

(2) 本市の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(3) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

・市工事等における工事関係者事故に係る措置基準は、下表のとおりとする。

区分	ア	イ	ウ
負傷	口頭注意	文書注意	2週間～ 1か月
1名死亡	文書注意	2週間～ 1か月	1か月～ 2か月
2名死亡	文書注意	1か月～ 2か月	2か月～ 3か月
3名以上 死亡	文書注意又 は2週間	2か月～ 3か月	3か月～ 4か月

ア:主として作業員の責め

イ:施工体制の不備

ウ:施工体制の著しい不備

別表第2

号	内 容																				
第1号 第2号 第3号 贈賄	<p>・「代表役員等」「一般役員等」「使用人」の範囲</p> <p>(1)「代表役員等」とは、個人営業の場合の本人、法人の場合の代表役員及び代表権を有すると認められるべき肩書(例:専務取締役以上の肩書)を付された役員をいうものとする。</p> <p>(2)「一般役員等」とは、(1)の代表役員等以外の役員、支店長、営業所長等をいうものとする。</p> <p>(3)「使用人」とは、有資格業者の職員で、(1)の代表役員等及び(2)の一般役員等以外のすべての者をいうものとする。</p> <p>・市職員に対する贈賄に係る措置基準は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="592 645 1252 857"> <thead> <tr> <th></th> <th>係長(グループ長)以下</th> <th>部長等</th> <th>市長に準ずる者</th> <th>市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表役員等</td> <td>4か月</td> <td>4か月～6か月</td> <td>7か月～9か月</td> <td>9か月～12か月</td> </tr> <tr> <td>一般役員等</td> <td>3か月</td> <td>3か月～5か月</td> <td>6か月～8か月</td> <td>9か月</td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td>2か月</td> <td>2か月～4か月</td> <td>4か月～6か月</td> <td>6か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「部長等」とは、課長補佐級以上、部長級以下をいうものとする。 (注2)「市長に準ずる者」とは、副市長、公営企業管理者、教育長等を言う。</p>		係長(グループ長)以下	部長等	市長に準ずる者	市長	代表役員等	4か月	4か月～6か月	7か月～9か月	9か月～12か月	一般役員等	3か月	3か月～5か月	6か月～8か月	9か月	使用人	2か月	2か月～4か月	4か月～6か月	6か月
	係長(グループ長)以下	部長等	市長に準ずる者	市長																	
代表役員等	4か月	4か月～6か月	7か月～9か月	9か月～12か月																	
一般役員等	3か月	3か月～5か月	6か月～8か月	9か月																	
使用人	2か月	2か月～4か月	4か月～6か月	6か月																	
第4号 第5号 独占禁止法 違反行為	<p>・独占禁止法第3条※ に違反した場合は、次の(1)から(4)までに掲げる事由のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止措置を行うものとする。</p> <p>(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕</p> <p>※独占禁止法第3条 事業者は私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。</p> <p>・独占禁止法第8条第1項第1号※ に違反した場合は、課徴金命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。</p> <p>※独占禁止法第8条第1項 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。</p> <p>・当該措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。 この場合において、この号の前段の期間が当該措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第5条第3項の規定を適用するものとする。</p> <p>・「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。</p> <p>4号</p> <table border="0" data-bbox="464 1720 1321 1975"> <tr> <td>(1)通常の入札参加停止期間</td> <td>6か月</td> <td rowspan="8"> ・第5条第1項の場合 3か月 ・第5条第2項の場合 6か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 6か月 </td> </tr> <tr> <td>(2)第5条第2項に該当する場合</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>(3)第5条第3項に該当する場合</td> <td>3か月</td> </tr> <tr> <td>(4)第5条第4項に該当する場合</td> <td>24か月</td> </tr> <tr> <td>(5)第6条第1項第2号に該当する場合</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>(6)第6条第1項第3号に該当する場合</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>(7)第6条第1項第4号に該当する場合</td> <td>7か月</td> </tr> <tr> <td>(8)第6条第1項第5号に該当する場合</td> <td>7か月</td> </tr> </table>	(1)通常の入札参加停止期間	6か月	・第5条第1項の場合 3か月 ・第5条第2項の場合 6か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 6か月	(2)第5条第2項に該当する場合	12か月	(3)第5条第3項に該当する場合	3か月	(4)第5条第4項に該当する場合	24か月	(5)第6条第1項第2号に該当する場合	12か月	(6)第6条第1項第3号に該当する場合	12か月	(7)第6条第1項第4号に該当する場合	7か月	(8)第6条第1項第5号に該当する場合	7か月			
(1)通常の入札参加停止期間	6か月	・第5条第1項の場合 3か月 ・第5条第2項の場合 6か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 6か月																			
(2)第5条第2項に該当する場合	12か月																				
(3)第5条第3項に該当する場合	3か月																				
(4)第5条第4項に該当する場合	24か月																				
(5)第6条第1項第2号に該当する場合	12か月																				
(6)第6条第1項第3号に該当する場合	12か月																				
(7)第6条第1項第4号に該当する場合	7か月																				
(8)第6条第1項第5号に該当する場合	7か月																				

		5号		
		(1)通常の入札参加停止期間	18か月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 9か月 ・第5条第2項の場合 18か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 18か月
		(2)第5条第2項に該当する場合	36か月	
		(3)第5条第3項に該当する場合	9か月	
		(4)第5条第4項に該当する場合	36か月	
		(5)第5条第5項に該当する場合	18か月	
		(6)第6条第1項第1号に該当する場合	36か月	
		(7)第6条第1項第2号に該当する場合	36か月	
		(8)第6条第1項第3号に該当する場合	36か月	
		(9)第6条第1項第4号に該当する場合	19か月	
第6号	競争入札妨害又は談合	第6号		
第7号		(1)通常の入札参加停止期間	6か月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 3か月 ・第5条第2項の場合 6か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 6か月
		(2)第5条第2項に該当する場合	12か月	
		(3)第5条第3項に該当する場合	3か月	
		(4)第5条第4項に該当する場合	24か月	
		(5)第5条第5項に該当する場合	6か月	
		(6)第6条第1項第2号に該当する場合	12か月	
	(7)第6条第1項第5号に該当する場合	7か月		
		第7号		
		(1)通常の入札参加停止期間	18か月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 9か月 ・第5条第2項の場合 18か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 18か月
		(2)第5条第2項に該当する場合	36か月	
		(3)第5条第3項に該当する場合	9か月	
		(4)第5条第4項に該当する場合	36か月	
		(5)第5条第5項に該当する場合	18か月	
		(6)第6条第1項第1号に該当する場合	36か月	
		(7)第6条第1項第2号に該当する場合	36か月	
		(8)第6条第1項第5号に該当する場合	19か月	
第8号	建設業法違反行為	・建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として次の各号とする。		
第9号		(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合		
		(2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合		
		第8号		
		(1)通常の入札参加停止期間	1か月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 2週間 ・第5条第2項の場合 1か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 1か月
		(2)第5条第2項に該当する場合	2か月	
		(3)第5条第3項に該当する場合	2週間	
		(4)第5条第4項に該当する場合	18か月	
		第9号		
		(1)通常の入札参加停止期間	2か月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 1か月 ・第5条第2項の場合 2か月 ・第6条第1項第1号から第3号までの場合 2か月
		(2)第5条第2項に該当する場合	4か月	
		(3)第5条第3項に該当する場合	1か月	
		(4)第5条第4項に該当する場合	18か月	
		(5)第5条第5項に該当する場合	2か月	

第10号 不正又は不
第11号 誠実な行為

・業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の各号をいうものとする。

(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が脱税経営上の詐欺行為等業務に関連する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいい、有資格業者等の私的な行為は含まれないものとする。

(2) 市発注工事等に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合

・第10号の適用対象は、業務に関する不正・不誠実な行為であるが、別表各号に該当項目がある場合は、当該項目を適用することとして、第10号は適用しないことを原則とする。

・第11号は、代表役員等の社会的責任に鑑み、その私的行為を含む犯罪行為を対象とする。

第10号

(1)通常の入札参加停止期間	1か月	{ <ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 2週間 ・第5条第2項の場合 1か月 ・第6条第1項第1号から 1か月 第3号までの場合
(2)第5条第2項に該当する場合	2か月	
(3)第5条第3項に該当する場合	2週間	
(4)第5条第4項に該当する場合	18か月	
(5)第5条第5項に該当する場合	1か月	

第11号

(1)通常の入札参加停止期間	1か月	{ <ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の場合 2週間 ・第5条第2項の場合 1か月
(2)第5条第2項に該当する場合※	2か月	
(3)第5条第3項に該当する場合	2週間	
(4)第5条第4項に該当する場合	18か月	

※(2)は除く